

# 一般質問



4人の議員から一般質問があり、町長・教育長に答弁を求めました。

## 介護従事者人材確保のための特別支援対策の取組みについて

道 高 勉 議員



### 質問

厚生労働省では、2025

年時点の介護職の不足数が全  
国的に34万人になると公表さ  
れています。

本町の高齢化率も年々上昇  
傾向にある中、町内のグループ  
ホームや特別養護老人ホー  
ムの現場では介護を担う人材  
確保が大きな課題となつてお  
り、現状では介護事業者だけ  
の問題ではないという切実な  
意見が出ています。

せたな町における将来への  
不安を少しでも解消するため  
に、次の政策について所見を  
伺います。

せたな町奨学資金を利用し

て、介護職の専門学校に入學  
される高校生などへの扱い手  
対策として奨学資金貸付額の  
増額や、有資格者として地元  
の介護施設に就職した場合、

奨学金の返還債務免除、就職  
準備金支給などの優遇措置を  
図ることについて町長及び教  
育長に伺います。

答弁 教育長

当町の奨学資金貸付限度額

については、見直し後、すで  
に5年以上経過しており、独  
立行政法人日本学生支援機構  
の貸付限度額と比較すると低  
い状況です。

学生生活に支障がないよう  
高校から大学院まで全ての奨  
学資金貸付限度額の引き上げ  
を図つていきたいと考えてい  
ます。

### 再質問

①介護職員の確保は町にとつ  
て最重要課題の一つだと思い  
ますし、全国的にも大きな課  
題です。貴重な扱い手対策と  
して医療職と同じような特質  
した対応策や介護職を大切に  
する町というアピールが必要

ではないかと思いますが、今  
②1回目の答弁のとおり、さ

めでおり、事業者が無資格勤  
務者を雇用した際の人件費や  
交通費の一部、また介護職員  
初任者研修、実務者研修参加  
者に対し、受講料のほぼ全額  
を助成しており、質の高い介  
護サービスの安定した供給、  
定着促進対策を実施しています。

また、今年度制定した、産  
業等活性化補助事業により新  
規学卒者で正規雇用の介護從  
事者を雇用した事業者に対する  
支援をしています。人材不足が慢性的な問題になつてい  
ることについては同じ認識で  
あり、人材確保対策について  
前向きに検討したいと考えて  
います。

### 再答弁 町長

①この問題については、大変  
憂慮しているところです。  
町民皆さんの共助という意  
識がなければ、なかなか解決  
しない問題ですが、議員の意  
見も参考にしながら、今後どう  
するべきか検討したいと思  
います。

後検討するべき内容について  
どのように考えているか。  
また、人材確保のために、  
町が介護職を育てる研修の場  
の整備を図る施策を打つべき  
ではないかと思うが町長の考  
えを伺います。

答弁 町長

町では平成28年度から介護

まざま町として対策しているところですが、決してこれで十分という状況ではないと感じています。

更なる人材確保対策について

## 「**ウイズコロナ新生活環境化における介護予防支援対策について**」

て、介護事業者の状況等を聞きながらしっかりと成果の上があるような対応を考えていきたいと思います。

る取組みとして、5月に独居高齢者366名を対象にフレイル関連の資料を送付後、独居及び高齢者夫婦世帯830名を対象に高齢者等支援員などによる訪問活動を開始しています。

認知症予防対策については昨年から軽度認知障害を見つける、あたまの健康チェックを実施し、早期発見に努めています。

質問  
①新型コロナウイルス感染症対策として終息の見通しのない中、日常生活において手洗いの徹底や3密行動を避けるなどの新北海道スタイルの取組が現在行われています。

反面、高齢者においては、外出自粛や人との接触を避けるなどの影響による足腰の筋力低下や、認知機能の著しい低下など、要介護対象となる認知症予備軍への増加が懸念されています。

本町の高齢者世帯における、※フレイルによる影響の把握や認知症予防対策についてどのように考へているのか伺います。

答弁 町長  
①高齢者のフレイルを予防す

※フレイルとは  
体がストレスに弱くなっている状態

②現在、一般介護予防事業として町が取り組んできている介護予防教室の事業状況及び参加されている方への移動サービスの状況について伺います。

③住民主体で奉仕活動を行っている介護予防支援のための通所型サービスB事業に参加されている高齢者に対する移動サービス支援の検討状況について伺います。

協議会で、どのような移動サービス形態が望ましいか協議した結果、※訪問型サービスDを目指すことで決定しています。今後も引き続き協議会での意見を聞くとともに来年

②令和元年度の事業を調べてみたら遠方の方の会場までの足の確保をタクシーで送り迎えしています。高齢者にとって公平公正、同じサービスをすることが町の姿勢として大

※訪問型サービスDとは  
介護認定で要支援1・2の認定を受け、基本チエックリストで事業対象者になった方が利用できる移送前後の生活支援サービス

度中の移動サービス創設に向けて取り組んでいきたいと思います。



①わが町も5年後には5割くらいが高齢者という比率が高くなる中で、フレイル予備軍に対するサポート体制について、今までいいのかといふことです。高齢者の皆さん希望があつた場合には送迎していますが、今後は有効的に参集できる場所での開催を検討したいと思います。

②生活サポートセンター運営協議会で、どのような移動サービス形態が望ましいか協議してはというご意見ですが、私も同じ考えです。精力的に協議を進め、一日も早い実現がフレイルに陥ることのないような支援や予防策の新たな取り組みを考えいかなければならぬと思いますが考え方を伺います。

①フレイルについては、訪問活動で把握でけてますので、介護予防教室や介護福祉サービスのあり方をしっかりと見て、な取り組みを進めていきたいと思います。

再答弁 町長

②同じようなサービスを提供してはというご意見ですが、私も同じ考えです。精力的に協議を進め、一日も早い実現を目指したいと思います。

切だと思います。介護予防事業として、きちんとしたサービスをするという町の強い姿勢について改めて伺います。

# せたな町における有害鳥獣被害と対策について



橋 本 一 夫 議員

②有害鳥獣対策に係る事業費について、平成31年度の執行額と令和2年度の予算額は

③有害鳥獣被害防止対策として、電気柵の助成について

④檜山振興局における有害鳥獣被害対策に係る補助事業についてどういう事業があるのか、また町としての補助事業について今後どう考えているか。

答弁 町長

農作物の有害鳥獣被害は工

ゾシカについては平成17年に

町内で初めて2頭の捕獲があ

り、農作物被害としては平成

23年には15万円程の被害額を

確認しています。

昨年度の捕獲頭数はヒグマ

25頭、エゾシカ97頭で農作物

被害としては水稻、大豆、ビート、馬鈴薯、ブロッコリー、

①せたな町有害鳥獣被害対策実施隊員の人数と箱わなの保有数について

20年前から現在までの農作物の被害の推移と町が認識している被害作物及び被害額を伺います。

また、町の対策について以下

スイートコーン、牧草などです。206万4千円となっています。

①実施隊員数は8月末現在で32名に委嘱し、箱わなは今年度2基製作し、3区合させて22基保有しています。

②事業費について昨年度の執行額は各種報奨金、手数料、補助金等の合計で401万4千円です。国費での事業では、町有害鳥獣被害防止対策協議会の実施隊による一斉捕獲や緊急捕獲活動により協議会に対し、173万3千円の交付がありました。

今年度の予算是各補助金に加え、ヒグマ捕獲用の箱わな購入費等556万3千円を計上し、鳥獣被害防止総合対策費と合わせ692万1千円となっています。

③電気柵については、ヒグマやエゾシカによる食害を未然に防ぐために有効な手立てだと考えており、更なる被害防止の観点から、助成について

検討していきたいと思います。④北海道では独自の補助事業はありませんが町としては、今後も被害防止と個体数の削減に努めていますので、生産者の皆様の協力をお願いしたいと思っています。

再質問

有害鳥獣被害については、場所によって鳥獣の種類も違い、農家にしてみれば少々の被害では農協や町に報告をしていないのが現状だと思いま

す。

エゾシカの頭数については、

町全体で生息数がわからないくらい増えていると思っています。

ヒグマについては北部檜山

では10年前より頭数について

は5割ぐらい増えているとい

う方もおり、対策が遅れるとい

う大きな被害になると思います。

また近隣町村と比べ有害鳥

獣捕獲出動報奨金の額について

ハンターの方が納得できる

金額の支払いをしてほしいと

今後、北渡島檜山4町で仮の名称になりますが、広域鳥獣被害対策協議会なるものを立ち上げることで、被害を抑えていくことも出来るのではないかと思いますが町長の考え方を伺います。

再答弁 町長

エゾシカ、ヒグマを中心とする野生鳥獣の生息数をはつきり申し上げることはできま

せんが、確実に増加している状況にあると認識しています。

今後、対策をしつかりしながら生息数の削減、被害防止対策に取り組んでいきます。

出動報奨金については他町と比べどうなのか把握はしておりませんが、ハンター等の関係組織の話も伺いながら対応していきたいと思います。

また広域での協議会が必要ではないかとのご提案ですが、ハンターの皆さんや農協、近隣町と情報交換しながら、取扱いについて検討したいと思います。

# 農業支援システムの育成を通じた農業振興策について



横山一康議員

農地の基盤整備も必要と思想ます。

今後、農地の基盤整備について、どのように取り組んでいくのか、町長の所見を伺います。

答弁 町長

質問  
せたな町では今後、農家の高齢化や後継者不足にますます拍車がかかることが予想される中、作業受委託等の農業支援システムの構築は最優先課題だと思います。

この現状を踏まえて、以下2点についてご質問させていただきます。

①町の農作業受委託組織、法人化等の農業支援システムの現状とこれから取り組みについて伺います。

②農家戸数が減少する中で農地を維持するためには、農業支援システムの構築と同時に

また、作業受委託組織、農地の基盤整備など町が関係団体の中心になって10年後の厳しい農業環境を迎えるために、その課題解決に取り組んでいただきたいと思いますがいかがお考えでしょうか。

す。

今後は、こうした農作業受託組織や法人経営などについて、地域や農業者等の積極的な取り組みに対し、国や道の補助事業等を活用しながら支援・育成を図りたいと思っています。

※TMRセンターとは自給飼料の生産から完全飼料までの混合調整作業を受託する施設のこと

再質問

②現在、道営農業農村整備事業で愛知地区、若松地区の基盤整備事業を実施しています。愛知地区は今年度事業完了で、若松地区は令和10年度完了予定です。

また、今後の基盤整備予定については、トンケ地区の基盤整備を令和5年度から令和10年度までの6年間、その他では丹羽地区の基盤整備も予定しています。

基盤整備事業に伴う受益者負担金の軽減事業（パワー

高齢化や労働力不足に対応するため、コントラクターや※TMRセンターが全国、全道的に育成されており、地域農業者が一体となり、農地を守りながら地域農業の維持、発展を目指す地域連携型法人も全道各地で設立されています。

利別土地改良区と連携して積極的に取り組みたいと考えてお考

います。

※コントラクターとは農作業等を請負う組織のこと

※TMRセンターとは自給飼料の生産から完全飼料までの混合調整作業を受託する施設のこと

再答弁 町長

一気にコントラクターを目指すということには、なかなか困難ではないかと思いますが、その必要性は認識しています。地域内の連携を進めながら段階的に拡大を図りつつ、農家の皆さんを取り組みや農協の考え方を整理しながら進めていきたいと思います。

また1番大事な農地整備ですが、これは土地改良区が懸命に進めている事業です。ぜひ改良区の中に入つていただ

み取れます。

昨年まで実施した農業チャレンジ事業では53戸の取組実績があるのですから、その組

織に町として支援しながらせ

たなの農地を守つていく姿勢が必要だと思いますがいかがお考

えでしようか。

当面どういうことを進めるべきかと言ふことですが、地域において共同作業や機械等の利用をする事、両組合との

連携を図っていく事、そうして取り組みを段階的に広げ、集団の再編などをしながらコントラクターを目指すことが1番の近道だと思っています。

農業委員会等からもこうした建議がなされていますが、なかなか農家、農協の機運が高まつていらないのが現状です。この種の組織は、農家、農協の機運が高まつて、認識が共有され、その中で志の高い経営者が皆さんとの協力をいた

だいて取り組むという体制がなければ、なかなか成功しないと言うのが認識しているコントラクターのあり方です。町としてもそういう機運の盛り上がりがあれば、いろいろと支援をする手立ては十分に持っています。

合わせてこれらの農家戸数の減少については、規模拡大だけでは対応し切れない部分があるということも事実です。

基盤整備等の補助の整備については、農家の責任として積極的に土地改良区の中でも条件整備をしていただきたい上で、

農業委員会等からもこうした建議がなされていますが、なかなか農家、農協の機運が高まつていらないのが現状です。この種の組織は、農家、農

次の段階に進めるものと思います。

作業効率の悪い土地ばかり受託をしても、金額が高くないと合わないという受託する農家側にもメリットがない状況が当然出ますので、こうした状況に陥らないようにし

る農家側にもメリットがない状況が当然出ますので、こうした状況に陥らないようにし

## 医師確保対策と医療不安の解消、瀬棚・大成診療所の維持、国保病院敷地内での飼い犬の咬傷について



菅 原 義 幸 議員

②9月から、大成診療所の金曜午後が休診となり、瀬棚診療所は、フル診療日が週1日、残り3日は午前のみとなり、区民の間で閉鎖不安が高まっています。今後の方針を伺います。

③これまでの対応として、飼育している院長から、18日に加害届が役場に提出されおり、同日院長が被害者のご両親に謝罪しています。

(再々質問)

③咬傷被害の再発防止責任は飼い主にありますか、病院開設者としての町長責任も大きなものがあります。

③国保病院敷地内での飼い犬による咬傷被害は、「せたな町畜犬取締及び野犬掃除条例」に違反するものであり、過去にも発生しています。こ

れまでの対応策と、被害根絶につけては、27日付で飼育者に対し、条例に基づく飼い犬の適正管理など危害防止に必要な措置を講ずるよう通知を出し、

つかりと努力をしてコントラクターに対応できる条件整備をしていただくことが大事だと思っています。

町としては、そうした状況が皆さんの中でしつかり整備されれば整備の過程から支援をしていきたいと思います。

担当者が適正に管理されることを確認しました。病院開設者として、再び咬傷被害が起きないように管理の徹底に努めて参ります。

答弁 町長

①8月末で常勤医師1名が退職しました。後任の確保に向けて、町のホームページへの掲載、北海道地域医療振興財団や医師紹介会社などを通じて募集をしています。

①②大成診療所は所長の高齢化、瀬棚診療所は診療日程の縮小が進行しており、医師の確保を強く求めます。

これまでの対応策と、被害根絶につけては、すでに警察問題になっていますが、町条例に基づく処分は町長の仕事

にて、病院開設者である町長の考え方を伺います。

担当者が適正に管理されることを確認しました。病院開設者として、再び咬傷被害が起きないように管理の徹底に努めて参ります。

再質問

③町条例で定める飼い犬の綱の長さ2メートル以内、飼育場所での表示札の掲示という規定が守られておらず、前回は加害届すら出ていません。咬傷被害の再発を防止するには町条例の遵守が必要ですが、前回の事件以降の町側の措置内容を伺います。

質問

です。町条例第14条では、規則に定める係留方法によらなければ、かつた場合10万円以下の罰金または料金に処することになりますが、畜犬の掲示をしなつており、加害の届出をしなかつた者や、畜犬の掲示をしなかつた者も、金額は異なりますが、罰金または料金に処することになります。条例に基づく処置をするのか伺います。

残念です。私の指導不足と言  
うこともあります、事故に  
ついて誠意を持って対応して  
いかなければならぬと思  
います。



せたな雅荘再開に向けた真摯な取り組みと、町内介護サービス事業所への支援策について

①札幌に出て医師との面談もしています。いろいろなチャンネルを通じながら医師確保について頑張っていきた  
いと考えています。

②診療所の閉鎖については、  
全く考えておりません。

(3) 適切な管理がされておらず、条例違反ではないかという指摘がありました。その通りだと思います。適正に今後管理していただくように、町からも伝えていきます。

②昨年6月議会以降5回にわ  
たる私の一般質問に対し、町  
長は事実に反する答弁を重ね  
てきました。この際、先の見  
えない－IMS（イムス）グル  
ープとの交渉だけでなく、社会  
福祉法人北檜山恵福会と再開  
協議を行うことを強く求めま  
す。

**質問**

①せたな雅荘が閉鎖されてから1年半になりますが、6月議会以降の再開作業の進捗状況を伺います。

③せたな雅荘の閉鎖は、平成27年の国の介護報酬引き下げに端を発するのですが、町内の他の介護サービス事業所も同様の問題に直面しています。介護職員の確保と経営維持に対する町の強力な支援策を求めます。

**答弁 町長**

②交渉先をIMSグループに絞つても、再開の見通しは出るべきではありませんか。

①交渉が進んでいないのに、  
進展しているかのように説明  
し、町外事業者との折衝を町  
内事業者と折衝していると述べ  
るなど、事実に反する答弁を繰り返してきました。改め  
るべきではありませんか。

③今年度新たに制定した産業等活性化補助事業を活用しながら、新規学卒者で正規雇用の介護従事者を雇用した事業者に対する支援をしていきます

②雅荘の事業再開について  
北檜山恵福会と協議しながら  
I M Sグループに検討していく  
ただいております。

したが、せん。まだ回答は来ていません。

て、恵福会による雅荘の再開を真剣に検討すべきです。

て、恵福会による雅荘の再開を真剣に検討すべきです。

IMSとの交渉は、1年半待つても結論が出ておらず、補助金返還の時期もタイムリミットが過ぎています。交渉の席に、恵福会理事長が着いていないことも不自然です。他の介護サービス事業者へ

③町長答弁は、深刻な現場の問題から目を反らしており、これから一生懸命やりますという答弁も呑気過ぎます。町内の介護サービス事業所に対する経営支援策と併せて、スタッフの確保にも真剣に対処してください。

11 | 議会だより



**再答弁 町長**

原発が必要かどうかの議論と、核のゴミ問題は別の問題だと私は捉えています。

原発を続けていると核のゴミも排出し続けますが、原発を止めても原発廃棄の段階で核のゴミは発生します。これは国が進めてきた国策ですから、国の責任で処理する必要があります。

菅原議員から、原発は必要でないという根拠について発言がありました。私は原発の必要性について、科学的根拠を示せる知識がありません。原発が好きか嫌いかということになると、嫌いと申し上げておきます。（この答弁に對して議長から、嫌いと反対は違うと注意があり、議運委員長も、質問内容に合致する答弁をするよう町長に提言しました）

国策に対して知識を持つていない中で、公の意見として軽々に発言すべきでないと思っています。

**(再々答弁)**

菅原議員の意見として拝聴させていただきました。私の中で、これからもこの問題に真剣に取り組んで参りたいと思います。

※菅原議員については、4項目の質問を行い、3項目について掲載しておりますが、残りの1項目については「温泉木テルきたひやまのヒ素について」と題し、「基準値を超えるヒ素が検出されたことによる今後の対応策等」について質問を行いました。

広報発行要領により1人3問までの掲載となつております。

## 議会ホームページをご覧ください !!

議会中継や議会の日程、会議録等を隨時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会

